弥富市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、弥富市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、請負者の円滑な施工体制の確保を図るため、市があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間　契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいい、請負者が労働力及び建設資機材を計画的に確保する等施工体制を整備するための期間をいう。

(2) 実 工 期　実際に工事を実施するための期間で、工事の始期から工事の終期まで(工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。

(3) 全体工期　余裕期間と実工期を合わせた期間であり、契約締結日の翌日から市があらかじめ定めて特記仕様書等に明示した工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第３条　フレックス方式による工事を試行的に実施する対象工事は、次の各号全てを満たす工事のうち、市長が必要と認める工事とする。

(1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事

(2) 緊急性がない工事

(3) 現場着手前に工場製作期間がない工事

(4) その他市長が必要と認める工事

（余裕期間）

第４条　市は、４か月を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

２　余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

３　請負者は、余裕期間内は、契約期間内ではあるが工期外であるため、工事（資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）については、この限りでない。

４　余裕期間における準備等は、請負者の責任において行うものとする。

５　請負者は、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第５条　市は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書等に明示するものとする。

２　請負者は、全体工期の範囲内において、休日（弥富市の休日を定める条例(平成元年弥富町条例第26号)第１条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期及び終期として設定し、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第１号。以下「始終期通知書」という。）により市に通知しなければならない。

３　請負者は、契約締結後に工事の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、工期変更承認申請書（様式第２号）を提出することにより、変更協議を行うことができるものとする。この場合において、市は変更を認める場合には、工期変更承認通知書（様式第３号）により速やかに通知するものとする。

４　市が示す工事完了期限を超えて工期の延長が必要な場合には、変更契約の取扱いによるものとする。

（契約関係の取扱い）

第６条　フレックス方式を適用する場合における市と請負者の契約関係の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　工事請負契約書に記載する工期は、始終期通知書に記載された工事の始期及び終期とする。

(2)　請負者は、弥富市公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日までに現場代理人及び主任（監理）技術者届を発注者に提出するものとする。

(3) 請負者は、受注時において請負代金額が500万円以上の工事については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に受注時の工事実績情報データベース（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うものとする。

(4) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(5) 前払金は、工事の始期より前に支払を請求することができないものとする。

(6) 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を市に提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　フレックス方式を適用することにより増加する費用は、請負者の負担とする。

（特記仕様書）

第８条　市は、フレックス方式を適用し、工事を発注するときは、特記仕様書に「全体工期」のほか、次に掲げる内容を記載しなければならない。

(1) 余裕期間制度を活用した工事である旨

(2) 余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者等の配置を要しない旨

(3) 余裕期間内は、現場への資材の搬入、仮設物の配置等工事の着手を行ってはならない旨

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

工事の始終期通知書

年　　月　　日

（宛先）弥 富 市 長

受注者　住 所

氏 名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工　事　名	
路線等の名称	
工 事 場 所	弥富市　　地内
工事の始期	年　　月　　日
工事の終期	年　　月　　日

様式第２号（第５条関係）

工期変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）弥 富 市 長

受注者　住 所

氏 名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

下記のとおり工期を変更したいので申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">工　　事　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">路線等の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　事　場　所</td><td>弥富市　　地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">契　　約　　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td>始期</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>終期</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更後</td><td>始期</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>終期</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変 更 理 由</td><td></td></tr>
</table>

様式第３号（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

（受注者）

様

弥富市長

工期変更承認通知書

工期変更承認申請について、下記の条件を付けて承認します。

記

１　工　事　名　　〇〇〇工事

２　工　　期　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（変更後）

３　その他条件